

公益財団法人 神戸大学六甲台後援会 令和8年度 研究教育助成募集要項

1 趣 旨

国立大学法人神戸大学に所属する教員及び学生による社会科学分野の学術活動の促進と教育研究の振興に対し支援を行い、もって広くわが国及び世界における学術の発展と教育の充実に寄与することを目的とする。

2 応募資格

応募資格は次の各号のいずれかに該当する者とします。

- ① 国立大学法人神戸大学の社会科学系部局（法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所）において常勤の職に就き、社会科学分野の研究教育に従事する教員
- ② 上記の資格を有する者1名以上を責任者とするグループ
- ③ 国立大学法人神戸大学の社会科学系部局（法学部、経済学部、経営学部、及び法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、国際協力研究科）に在籍する学生

3 助成対象項目

- ① 学術交流の促進に対する助成（教員を対象）

- (1) 海外派遣支援
- (2) 研究者招へい支援

- (ア) 研究者（一般）：招へい経費を支援

* 従来の外国人研究者招へい支援です。令和7年度から「外国人」という条件は外しています。招へいの対象者は国内外の研究教育機関において研究教育に従事する研究者です。

- (イ) 特命教員：人件費を支援

* 人件費以外の経費（研究費等）は本助成事業による助成額（部局割当分～法・済・営：各650万円、国協・研究所：各400万円）の範囲で申請することができます。

- (3) 学会・シンポジウム・カンファレンス・ワークショップ等開催支援

- ② 学術成果の公開に対する助成（教員を対象）

- (1) 学術研究成果刊行に対する支援
- (2) 海外学術雑誌投稿に対する支援

- (3) 教育の充実に対する助成（学部学生及び大学院学生を対象）

- (1) 学部学生の教育に対する支援

- (ア) 成績優秀者に対する奨学金支給（3学部学生のうち、2～4年生を対象）
「社会科学特別奨励賞（凌霜賞）」

- (イ) 4年間の成績優秀者に対する支援（六甲台賞）

- (ウ) 各部局における各種教育プログラムに対する支援

- (エ) 学部学生の海外派遣に対する支援

- (オ) 学部相互履修科目開講支援
- (カ) キャリア形成に対する支援
- (2) 大学院学生の教育に対する支援
 - (ア) 各部局における各種教育プログラムに対する支援
 - (イ) 大学院学生の海外派遣に対する支援
 - (ウ) 神戸大学MBAの特に優れた論文に対する支援
- 「神戸大学MBA加護野忠男論文賞」
- (エ) エクスター・シップ実施支援（対象：法学研究科専門職学位課程学生）
- (オ) 内部進学者への奨学支援（対象：法学研究科、経済学研究科、経営学研究科）
- (3) 特定の基金による学部学生及び大学院学生の教育に対する支援
 - (ア) 凌霜研究奨学基金による教育に対する支援（寄附講義「社会科学の実践」開講支援）
 - (イ) 田崎奨学基金による奨学金支給
 - (ウ) 久研究奨学基金による海外研究活動に対する支援
- (4) 学術研究に対する助成（教員を対象）
 - (1) 研究プロジェクトに対する支援
 - (2) 社会システムイノベーションセンターに対する支援
 - (3) 特定の基金による学術研究に対する支援
 - (ア) 裏山研究奨学基金による学術研究に対する支援（経営学研究科教員対象）
- (5) 学術基盤整備に対する助成
- (6) その他財団が必要と認める事項

4 助成採択数（人数、件数）

次の（1）～（5）を除き、それぞれ若干名とします。

(1) 助成対象項目「①(2) 研究者招へい支援」

- (ア) 研究者：若干名
- (イ) 特命教員：2名

一年度につき社会科学系5部局で2名分の人事費として2,400万円（上限）を助成します。助成額の2,400万円は、教授の人事費、約1,300万円、准教授、約1,100万円として算出していますが、2,400万円を超える場合は、准教授2名の人事費として申請することができます。

（注）申請は社会科学系5部局で調整してください。複数年の継続申請も可能ですが、年度ごとに申請してください。

(2) 助成対象項目「③(1)(ア)社会科学特別奨励賞（凌霜賞）」

法学部、経済学部、経営学部の学生（2～4年生）から部局別に成績最優秀者1名とします。

(3) 助成対象項目「③(1)(イ)六甲台賞」

法学部、経済学部、経営学部の当該年度卒業生から部局別に4年間の成績最優秀者1名とします。

(4) 助成対象項目「③(2)(オ)内部進学者への奨学支援」

令和8年度に法学研究科、経済学研究科、経営学研究科へ内部進学した学生に対し入学料相当額又は入学料及び年間授業料相当額を奨学金として支援する助成です。助成人数は、入学料相当額を助成する場合は各研究科3名程度、入学料及び年間授業料相当額を助成する場合は各研究科1名としています。（支援内容、対象者数は調整可）

(5) 助成対象項目「④(1)（研究プロジェクトに対する支援）、⑤（学術基盤整備に対する助成、⑥（その他財団が必要と認める事項）」

別途、決定します。

5 申請手続

原則として、応募者は、法学研究科長、経済学研究科長、経営学研究科長、国際協力研究科長及び経済経営研究所長（以下「部局長」という。）を通して、当財団理事長宛に申請書を提出してください。ただし、申請にあたっては、各部局長は、上記の助成対象項目について、部局内で必ず予備選考を実施した上で申請書を提出してください。

なお、助成対象項目③(1)(ア)（凌霜賞）は、法学部、経済学部及び経営学部の学生（2～4年生）から部局別に成績最優秀者各学年1名を選考の上、各部局長から該当者リストを提出してください。

助成対象項目③(1)(イ)（六甲台賞）も法学部、経済学部及び経営学部の当該年度卒業生から部局別に成績最優秀者1名を選考の上、各部局長から該当者リストを提出してください。

助成対象項目③(2)(オ)（内部進学者への奨学支援）は、各研究科において内部進学者から選考の上、各研究科長から該当者リスト（助成内容「入学料相当」「入学料・授業料相当」も記載してください。）を提出してください。この助成については、神戸大学等による奨学支援制度あるいは入学試験制度上、支障（重複制限等）が無いか確認のうえ申請してください。

また、助成対象項目③(2)(エ)（エクスターントップ実施支援）及び③(3)(ア)（寄附講義「社会科学の実践」開講支援）は法学研究科長、③(1)(カ)（キャリア形成に対する支援）及び③(3)(ウ)（久研究奨学基金）は経済学研究科長、③(2)(ウ)（神戸大学MBA加護野忠雄論文賞）及び④(3)(ア)（襄山研究奨学基金）は経営学研究科長、③(3)(イ)（田崎奨学基金による奨学金支給）は経済経営研究所長、④(2)（社会システムイノベーションセンター）は担当部局より、それぞれ申請書を提出してください。

助成対象項目④(1)（研究プロジェクトに対する支援）については、各部局長は、科研費の審査結果の開示後、必要に応じて速やかに部局内で予備選考を実施した上で申請書を提出してください。

6 書類提出期限

令和7年12月23日（火）

（ただし、助成対象項目④(1)研究プロジェクト支援については別途通知します。）

7 選考及び採否の通知

当財団の助成事業選考委員会（令和8年1月予定）において書類選考を行います。

採否の結果については、令和8年3月開催の理事会による決定後、部局長を通して応募者に遅滞なく通知します。

なお、助成対象項目④(1)については、理事会による決定後、部局長を通して応募者に遅滞なく通知します。

8 助成事業にかかる経費の交付

助成経費は奨学寄附金として当財団から神戸大学に払込みます。採択通知が届きましたら、当該年度内に執行してください。交付手続きは所属部局の会計担当係で行ってください。

9 実施報告書の提出

助成期間終了後、助成対象者は当財団理事長宛に実施報告書「様式X」（ただし、助成項目③(1)(ア)（凌霜賞）・(イ)（六甲台賞）、③(2)(オ)（内部進学者への奨学支援）を除く）を提出しなければなりません。助成対象者が申請書記載の助成期間終了後1年以上を経過しても実施報告書を提出しないときは、以後、当分の間、所属部局への助成を停止します。

10 その他

(1) 助成対象者が研究成果を公表する際には、当財団の助成による研究である旨を明記してください。

(2) 採択の前後にかかわらず申請内容が変わった場合は遅滞なく報告してください。

申請時に期間、参加者、派遣者等を「選考中」「未定」としていた項目について期間、参加者等が決まった場合も遅滞なく報告願います。

11 申請書用紙

助成希望者は所定の申請用紙により必要事項を記入し各部局長宛に提出してください。

連絡先：〒657-0068

神戸市灘区篠原北町4丁目11-5

公益財団法人 神戸大学六甲台後援会

Tel & Fax: (078)861-3013

E-mail: k-koenkai@rokkodaifund.com

ホームページ：

<http://www.rokkodaifund.com>

公益財団法人 神戸大学六甲台後援会 令和8年度 研究教育助成募集要項 参考資料
(応募資格、手続、申請様式一覧)

応募資格

教員	(A)	神戸大学の社会科学系部局（法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、国際協力研究科、経済経営研究所）において常勤の職に就き、社会科学分野の研究教育に従事する教員
	(B)	Aの資格を有する者1名以上を責任者とするグループ
	(S)	Aのうち、社会システムイノベーションセンターの常勤教員

学生	(C)	法学部、経済学部、経営学部に在籍する学部生
	(D)	法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、国際協力研究科に在籍する大学院生
	(L S)	法学研究科専門職学位課程に在籍する学生
	(T)	法学部、経済学部、経営学部、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、国際協力研究科に在籍する学生のうち、南米事情・海運・保険研究に従事する学生及び将来、南米における事業に従事する学生

助成対象項目

対象	助成対象項目			人數 件数	応募資格	申請書の提出 申請担当部局	様式		
							申請書	報告書	
教員	① 学術交流の促進に対する助成	(1) 海外派遣支援		若干名	(A)	部局長を通して 申請書提出 申請にあたっては各部局内で予備選考を実施	①(1)	X	
			研究者招へい支援	若干名	(A)		①(2)(ア) 研究者(一般)	X	
		(2)	(イ) 特命教員	社系5部局で2名		部局長(学系長)	①(2)(イ) 特命教員(人件費) (研究費等)		
		(3)	学会・シンポジウム・カンファレンス・ワークショップ等開催支援	一	(A)又は(B)	部局長を通して 申請書提出 申請にあたっては各部局内で予備選考を実施	①(3)	X	
	② 学術成果の公開に対する助成	(1)	学術研究成果刊行に対する支援	若干名	(A)		②(1)	X	
		(2)	海外学術雑誌投稿に対する支援 * 国際学術誌のオープンアクセス掲載料含む	若干名	(A)		②(2)	X	
学生	③ 教育の充実に対する支援	学部学生の教育に対する支援	(ア) 成績優秀者に対する奨学金支給 * 社会科学特別奨励賞(凌霜賞)	法、経済、経営3学部の学生から部局別に成績最優秀者各学年1名を選考の上、該当者リストを提出(各学部2~4年生、各学年成績優秀者 最上位1名)			③(1)(ア)	不要	
				(イ) 4年間の成績優秀者に対する支援(六甲台賞)			③(1)(イ)	不要	
				若干名	(C)	部局長を通して 申請書提出 申請にあたっては各部局内で予備選考を実施	③(1)(ウ)総括表 ③(1)(ウ)個別表	X	
			(ウ) 各部局における各種教育プログラムに対する支援 (エ) 学部学生の海外派遣に対する支援(部局枠) (オ) 学部相互履修科目開講支援 (カ) キャリア形成に対する支援	若干名	(C)	部局長を通して 申請書提出 申請にあたっては各部局内で予備選考を実施	③(1)(エ)総括表 ③(1)(エ)個別表	X	
				若干名	(C)		③(1)(オ)	X	
				【経済、経営、法】3学部長を通して提出 【経済、経営、法、国際協力】経済学研究科から提出			③(1)(カ)	X	

対象	助成対象項目				人数・件数	応募資格	申請書の提出 申請担当部局	様式	
			申請書					報告書	
大学院生	(3) 教育の充実に対する支援	(2) 大学院学生の教育に対する支援	(ア) 各部局における各種教育プログラムに対する支援	若干名	(D)			③(2)(ア)前期 ③(2)(ア)後期 ③(2)(ア)個別表	X
			(イ) 大学院学生の海外派遣に対する支援 *この支援には、部局割当分（各部局の予算枠）による助成と、事業割当分（各研究科に50万円の割当：旧社会科学特別奨励賞の海外派遣支援）による助成がある。	若干名	(D)	部局長を通して申請書提出 申請にあたっては各部局内で予備選考を実施		③(2)(イ)部局予算枠・前期課程 ③(2)(イ)部局予算枠・後期課程 ③(2)(イ)個別表 【研究科割当】 ③(2)(イ)研究科割当枠・前期課程 ③(2)(イ)研究科割当枠・後期課程 ③(2)(イ)個別表	X
			(ウ) 神戸大学MBAの特に優れた論文に対する支援 「神戸大学MBA加護野忠男論文賞」	若干名	経営	経営学研究科長を通して提出		③(2)(ウ)	X
			(エ) エクスターーンシップ実施支援	若干名	(LS)	法学研究科長を通して提出		③(2)(エ)	X
			(オ) 内部進学者への奨学支援	【法、経済、経営】 各研究科長からリスト提出 入学料相当（各3名まで） 入学料+授業料（各1名）				③(2)(オ)	不要
学部生・大学院生	(3) 特定の基金による学部学生及び大学院学生の教育に対する支援	(3) 特定の基金による学部学生及び大学院学生の教育に対する支援	(ア) 凌霜研究奨学基金による教育に対する支援 *寄附講義「社会科学の実践」開講支援	【経済、経営、法】 法学部長を通して提出				③(3)(ア)	X
			(イ) 田崎奨学基金による奨学金支給	若干名	(T)	経済経営研究所長を通して提出		③(3)(イ)	X
			(ウ) 久研究奨学基金による海外研究活動に対する支援	若干名	経済(博)	経済学研究科長を通して提出	③(3)(ウ)総括表 ③(3)(ウ)個別表		X
教員	(4) 学術研究に対する支援	(1) 研究プロジェクトに対する支援		別途決定	(A)	各部局長は科研費の審査結果の開示後、部局内で予備選考を実施した上で提出		④(1)	X
		(2) 社会システムイノベーションセンターに対する支援		—	(S)	社会システムイノベーションセンター担当部局から提出（R8年度・経済）		④(2)	X
		(3) 特定の基金による学術研究に対する支援	襄山研究奨学基金による学術研究に対する支援	若干名	経営	経営学研究科長を通して提出		④(3)	X
教育研究施設	(5) 学術基盤整備に対する助成（後援会理事会で選考します。）				—	—	各部局長を通して提出	⑤	X
その他	(6) その他財団が必要と認める事項（後援会理事会で選考します。）				—	—	各部局長を通して提出	⑥	X